

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
10 改修、改築	
(1) 光二小を増築できない理由は何か。	光が丘地区は、都市計画法上「一団地の住宅施設」として開発されており、4つのブロックごとに容積率、建ぺい率が定められています。また、建築基準法上の「一団地認定」も受けており、建物の増築を行う場合には多くの権利者間の調整が必要となります。そのため、建物を増築することは困難な状況です。
(2) 光三小の教室数が足りなければ増築してほしい。	
(3) 改修工事の内容を明らかにしてほしい。工事の内容によっては、三季休業中のみの工事では終わらないのではないか。	統合新校の位置となる小学校について、統合を契機に、通常30年目に行う大規模改修工事を行います。工事の内容としては、内装改修や屋上防水、外壁改修などを予定していますが、(仮称)統合準備会や保護者・児童の意見・要望をお聞きしながら進めていきます。また、改修工事を進めるにあたっては、教育環境に支障のないよう配慮します。
(4) 児童の教育環境に支障がないよう、校舎の改修を進めてほしい。粉塵等による健康被害が心配だ。	
(5) 改修工事の際、田柄三小の児童が光七小の校舎で授業を受けるということはできないか。工事の騒音の中で学習することは望ましくない。	
(6) 統合新校には、洋式トイレの数を増やしてほしい。	
(7) 光四小の校舎に、特別支援学級の新しい作業室を設けてほしい。	

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
(8) 光一小では自校調理に向けた給食室が設置できるのに、光六小にはなぜ設置できないのか。	光一小の配膳室は現在でもスペースに余裕があり、増築をしなくても給食調理室が整備できます。一方、光六小は現在の配膳室以外のスペースを使用しない限り給食室を設置することができず、その場合には統合新校の学習に使用するスペースを圧迫することになります。また、増築も前記の理由により困難です。そのため、光三中で給食を調理し、それを統合新校（現光六小の位置）へ運搬する親子調理方式とします。
(9) 職員室が2階にあるのは、防犯上好ましくないのではないか。	練馬区では、校舎が4階建ての場合、各フロアへの行きやすさの点から職員室が2階にある学校が多い状況です。大規模改修工事の際に、1階への移設が可能かどうか検討します。
(10) 閉校となる学校の歴史を保存するため、統合記念室を設けてほしい。	歴史の保存については、（仮称）統合準備会での議題とし、保護者や地域の方々と協議をしていきます。
(11) 卒業生のためにも、学校の歴史を大切に保存してほしい。	
(12) 通学路の安全のため、光六小の前に横断歩道を設置してもらいたい。	現在、光六小の正門前の道路には近くに横断歩道がなく、「光が丘消防署前」か「梅林公園」の横断歩道まで迂回する必要があります。統合新校の通学路の安全確保については、（仮称）統合準備会の中で協議を行い、必要に応じて警察署や道路管理者などへ働きかけます。
(13) 光三小と光四小の統合新校における通学路の安全確保のため、春の風公園を整備してほしい。	公園における通学路の見通しの確保については、樹木の成長の具合を見て、せん定などを必要に応じて行います。